

2021年7月13日

お客様各位

いちよしアセットマネジメント株式会社

弊社投資信託の約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の投資信託に対し、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記の通り、約款の変更を実施いたしますのでお知らせ申し上げます。

本件マザーファンドの約款変更は、ベビーファンドの商品性向上に資するものであり、ベビーファンド受益者(お客様)の設定・解約等への影響はございません。したがって、投資信託及び投資法人に関する法律に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないものと弊社では認識しており、書面決議は行っておりません。

本件変更の趣旨についてご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

▶ 対象ファンド：

- ・ 親投資信託 いちよしインフラ関連成長株マザーファンド
- ・ 親投資信託 いちよし中小型成長株マザーファンド
- ・ 親投資信託 日本好配当株マザーファンド
- ・ 親投資信託 いちよしJリートマザーファンド
- ・ 親投資信託 いちよしジャパン成長株マザーファンド
- ・ 親投資信託 いちよしSDGs 中小型成長株マザーファンド

<ご参考>上記の親投資信託の受益証券を投資対象とする公募投資信託(ベビーファンド)

- ・ いちよしインフラ関連成長株ファンド(愛称：ジャパン・インフラ)
- ・ いちよし中小型成長株ファンド(愛称：あすなろ)
- ・ いちよし日本好配当株&Jリートファンド(愛称：明日葉(あしたば))資産成長型
- ・ いちよし日本好配当株&Jリートファンド(愛称：明日葉(あしたば))年4回決算型
- ・ いちよしジャパン成長株ファンド(愛称：天の川)
- ・ いちよしSDGs 中小型株ファンド

➤ 変更の内容と理由：

弊社がファミリーファンド方式で運用している投資信託の親投資信託（マザーファンド）の解約について運用管理性の向上を目的として、申込日前日から申込日当日の基準価額を用いて行うため所要の手続きを行うものです。

（詳細は、別添新旧対照表をご参照ください。）

なお、本件変更はマザーファンドに投資しているファンド（ベビーファンド）の商品性向上に資するものであり、ベビーファンド受益者（お客様）の設定・解約等への影響はありません。

➤ 変更適用日：2021年7月15日

以上

➤ 新旧対照表

- ・ 親投資信託 いちよしインフラ関連成長株マザーファンド

下線部_____は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託契約の一部解約) 第 40 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。 ②解約金は、一部解約を行う日の<u>一部解約または追加信託の処理を行なう前の投資信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額</u>とします。</p>	<p>(信託契約の一部解約) 第 40 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。 ②解約金は、一部解約を行う日の<u>前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額</u>とします。</p>

- ・ 親投資信託 いちよし中小型成長株マザーファンド
- ・ 親投資信託 日本好配当株マザーファンド
- ・ 親投資信託 いちよしジャパン成長株マザーファンド
- ・ 親投資信託 いちよし SDGs 中小型成長株マザーファンド

下線部_____は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託契約の一部解約) 第 41 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。 ②解約金は、一部解約を行う日の<u>一部解約または追加信託の処理を行なう前の投資信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額</u>とします。</p>	<p>(信託契約の一部解約) 第 41 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。 ②解約金は、一部解約を行う日の<u>前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額</u>とします。</p>

- ・ 親投資信託 いちよしJリートマザーファンド

下線部 _____ は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託契約の一部解約) 第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。 ②解約金は、一部解約を行う日の<u>一部解約または追加信託の処理を行なう前の投資信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数</u>で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p>	<p>(信託契約の一部解約) 第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。 ②解約金は、一部解約を行う日の<u>前営業日の投資信託財産の純資産総額を、一部解約を行う日の前営業日の受益権口数</u>で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p>